

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

感染拡大予防ガイドラインの定着等に係る市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

北海道が定めた『新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針』に基づき、令和 2 年 6 月 19 日より、行動等の制限は「ステップ 2」へと移行しており、慎重な対応が求められていた外出自粛や施設の使用制限が全て解除されたところです。

今後、社会経済活動が活発化していくことに伴い、札幌市においても、感染拡大予防ガイドラインの定着等「新北海道スタイル」の徹底に努めることが必要となります。

各事業者の皆さまにおかれましては、改めて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただきたく、下記の事項について、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまに置かれましては、以下(1)～(2)について、取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへ周知いただきますようお願いいたします。

(1) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

(URL:https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html)

なお、策定に当たって参考としております感染拡大予防ガイドラインは、以下の内閣官房のホームページに一覧がございます。重点的な感染対策が必要な業種（「接待を伴う飲食業（キャバレー等）」、「ライブハウス」、「特定遊興飲食業（ナイトクラブ等）」、「バー」、「カラオケ」及び「フィットネスクラブ」。）も含め、既に 143 のガイドラインが公表されています。

(URL : <https://corona.go.jp/>)

(2) 北海道コロナ通知システムの活用

「北海道コロナ通知システム」は、施設利用やイベント参加の際、QRコードからEメールアドレスを登録いただくと、同日に同一施設を利用した方の中から感染者が確認された場合、北海道からEメールでお知らせするものです。ぜひ、ご活用ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm>)

2 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針（北海道）

以下の北海道のホームページにおいて、当基本方針が掲載されておりますので、6月以降の外出の自粛等の段階的緩和等の詳細についてはこちらをご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/0529kaiken-1.pdf>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等（札幌市）

以下の札幌市のホームページにおいて、職場において注意すべき事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19.pdf)

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。

(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf)

(3) 札幌市事業者向けワンストップ相談窓口

札幌市では、新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者に対し、以下のとおり相談窓口を設けておりますので、是非ご活用ください。

■ 事業者向けワンストップ相談窓口

受付日	平日（土日祝日、年末年始の休業日を除く）
受付時間	9:00～12:00、13:00～17:00 ※最終受付 16:30
相談場所	札幌中小企業支援センター 札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル2階
相談内容	新型コロナウイルス感染症に関する緊急経営相談 新型コロナウイルス対応支援資金の融資対象認定 テレワーク導入等の就業環境整備に関する相談 各融資申請に関するサポート・アドバイス 事業者向け市税の納税猶予の相談 事業者向け新型コロナウイルス感染予防等に係る相談

■ 事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィス（6月30日で終了）

受付日	平日（土日祝日、年末年始の休業日を除く）
受付時間	9:00～12:00、13:00～17:00 ※最終受付 16:30
相談場所	北洋大通センター4階セミナーホール 札幌市中央区大通西3丁目7番地
相談内容	社会保険料等の猶予や雇用維持に係る相談 雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金申請サポート テレワーク機器導入等に係る相談

注）サテライトオフィス（北洋大通センター）の機能は、7月1日からワンストップ相談窓口（札幌中小企業支援センター）に統合されます。

■ 新北海道スタイルに関する問い合わせ

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 Tel.011-206-0289

■ 職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 Tel.011-632-4567

■ 札幌市事業者向けワンストップ相談窓口の問い合わせ

Tel：011-231-0568（代表番号）（受付：平日 9:00～12:00、13:00～17:00）

■ 当通知文に関する問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡 Tel.011-211-2352